# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県潮来市長

## 公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民基本台帳事務				
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かっ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②を込み届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載を上た際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の配載事項に変更があった際の転出元市町村に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変付 ⑩個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ・での個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 ・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。 ・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機				
	能で受領した申請データは「申請管理システム経由で住基システムに取り込む。				
③システムの名称	住基システム 証明書自動交付機システム 証明書コンビニ交付システム 中間サーバー 住基ネットCS 申請管理システム				

## 2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル 送付先情報ファイル 発行用住民票ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三 十一日法律第二十七号)(以下、番号法)
- ・第7条(指定及び通知)
- ·第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)

2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)

(平成25年5月31日法律第28号施行時点)

- ・第5条(住民基本台帳の備付け)
- 第6条(住民基本台帳の作成)
- ·第7条(住民票の記載事項)
- 第8条(住民票の記載等)
- ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- •第22条(転入届)
- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- 第30条の10
- (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の12
- (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

く選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する Γ 1 2) 実施しない 3) 未定 ■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 (別表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含ま れる項(1、2、3、4、8、9、10、14、21、22、24、26、27、35、37、38、40、42、43、44、46、5 1,52,56,59,61,66,67,70,81,83,85,86,93,96,99,100,104,109,110,112, 114、115、117、120、121, 122、123、124、127、128、131の項) ②法令上の根拠 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日総務省・デジタル庁令第九号) 第3条、第4条、第5条、第7条、第9条、第13条、第15条、第16条、第22条、第29条、第39条、第41条、第 50条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第66条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、

第83条、第84条、第86条、第88条、第89条、第93条、第94条、第98条、第108条、第112条、第117条、第 120条、第126条、第128条、第132条、第134条、第138条、第140条、第141条、第142条、第143条、第146 条、第151条、第152条、第153条、第154条、第160条

■情報照会は実施しない

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 市民福祉部 市民課 市民課長 ②所属長の役職名

#### 6. 他の評価実施機関

総務省、地方公共団体情報システム機構

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL(0299)63-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ								
連絡先 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 市民課 TEL(0299)63-1111(代表)								
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した								
適用した理由								

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		₹満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年10月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和7年10月1日 時点					
3. 重大事故							
	過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

# **上きい値判断結果**基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書 ] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
。	<b>************************************</b>		ユエナBAノ \
2. 特定個人情報の人手(1	青報提供ネットワークシステ』 	ムを通した。	:人手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	システムをi	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		本人からのマイ	一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー イナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報 とを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策  「」全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  〈選択肢〉 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。

変更簡素	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	市民課長 大堀 絹代	市民課長 今泉 典子	事後	
平成28年4月1日		1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本 台帳ネットワークシステム 3. 証明書自動交付機システム	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本 台帳ネットワークシステム 3. 証明書自動交付機システム 4. 宛名管理 システム 5. 中間サーバー	事後	
城29年10月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 住基システム 2 住基ネットCS 3 証明書自動文付機システム 4 宛名管理システム 5 中間サーバー	1.住基システム 2.住基ネットCS 3.証明書コンピニ交付システム 4.宛名管理システム 5.中間サーバー	事前	
成29年10月1日	2.特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル 送付先情報ファイル	住民基本台帳ファイル 住基本小本人確認情報ファイル 住基本小本記証明情報ファイル 住基本小広域住民票ファイル 送付先情報ファイル 発行用住民票ファイル	事前	
成30年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署	市民課長 今泉 典子	市民課長 長谷川 哲也	事後	
成30年4月1日	Ⅱ-2 収扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
成30年4月1日	Ⅱ-1 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
成30年9月1日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	
成30年9月1日	Ⅱ-1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	
	IV リスク対策 II-2 取扱者数	-	「Ⅳ リスク対策」様式変更に伴う追加	事後	
和1年6月1日	いつ時点の計数か	平成30年9月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
和1年6月1日	Ⅱ-1 対象人数 5.評価実施機関における担当	平成30年9月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
1 和2年6月1日 1 和2年6月1日	部署 Ⅱ-2 取扱者数	市民課長 長谷川 哲也	市民課長 全和2年6月1日 時点	事後	
	いつ時点の計数か II-1 対象人数	令和1年6月1日 時点 令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点 令和2年6月1日 時点	事後	
\$和3年9月1日	Ⅱ-2 収扱省数	令和2年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
	いつ時点の計数か II-1 対象人数	令和2年6月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
5和3年9月1日	I 朋連棒報4 ②注会 L の相	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	事後	
6和4年7月1日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事前	
和4年7月1日	Ⅱ-1 対象人数	令和3年8月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事前	
<b>介和5年4月6日</b>	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	②事務の概要 ・情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の提供を行 う。	②事務の概要・ 「精報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバー「登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の提供を行う。 ・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検 来・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは「申請管理システムを 理システム終由で住塞システムに取り込む。 第システムの名称 申請管理システムを追加	事後	
和5年6月16日	いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事前	
和5年6月16日	Ⅱ-1 対象人数	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事前	
和6年6月28日	いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
和6年6月28日	Ⅱ-1 対象人数	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	よる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠・ ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 第三個情報提供者)が「市村長」の項のう ち、第四個情報提供者)が「市村長」の項のう ち、第四個情報提供者)が「市村長」の項のう 5、第一個情報提供者)が「市村長」の項のう 5、第一級「最初」(1、2、3、4、6、8、9、11、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、8 0、84、8502、89、91、92、94、96、10 1、102、103、105、106、108、111、11 7の項は平成31年10月1日施行予定 並びに行政を解しおける特定と随例するための番号の利用と関する法律別表第二 令令第七号)第1条、第2条、第3条、第4条、第 第3条、第1条、第1条、第2、第2、第3 第3、第14条、第16条、第20条、第22条、第 22条の3、第22条の4、第23条、第2条、第 第3条、第1条、第1条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3条、第3	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制製) (別表における情報提供の根拠) ・第三頭(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、新田碉(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、新田碉(特報提供者)が「市町村長」の項のうち、新田硯(特配屋組)情報)に「住民栗関係情報」「住民栗関係情報」「152、55、55、55、61、66、67、70、81、83、85、85、95、95、95、100、104、109、110、112、114、115、117、120、121、122、123、124、127、128、131の項) 並びに行政手順に対する法律第十九条第八号に基づ大利用特空風(特級の提供に関する法律第十九条第八号に基づ大利用特空風(特級の提供に関する命令令和大年五月三十四日総務省・デジタ、第9条、第19条、第19条、第15条、第16条、第22条、第59条、第16条、第22条、第59条、第16条、第22条、第59条、第16条、第22条、第18条、第16条、第16条、第22条、第18条、第16条、第18条、第18条、第18条、第18条、第18条、第18条、第18条、第18	事前	
<b>哈和7年10月10日</b>	IV リスク対策8. 人手を介在 させる作業人為的ミスが発生	-	十分である。	事前	
	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	
:和7年10月10日	させる作業判断の根拠				
	させる作業判断の根拠  IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策最	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事前	
:和7年10月10日 :和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策最	-	クへの対策 特に力を入れている。	事前事前	
和7年10月10日 和7年10月10日	びせる作業判断の根拠  IV リスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策  IV リスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策当成の対策当れた考えられる対策当	-	クへの対策		
·和7年10月10日 ·和7年10月10日	でせる作業判断の根拠  IV リスク対策11、最も優先 度が高いと考えられる対策最 も優先度が高いと考えられる対策 対策 IV リスク対策11、最も優先 度が高いと考えられる対策当 該対策は十分が再掲 IV リスク対策11、最も優先 度が高いと考えられる対策判  IV リスク対策11、最も優先	- - - 令和6年7月1日	クへの対策 特に力を入れている。 情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のかに 設定し、ログイン時には生体認定を含むこ要素	事前	